

2022年10月4日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

手形・小切手の取立手数料および預金規定の改定について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして、手形・小切手等の取立手数料を改定します。

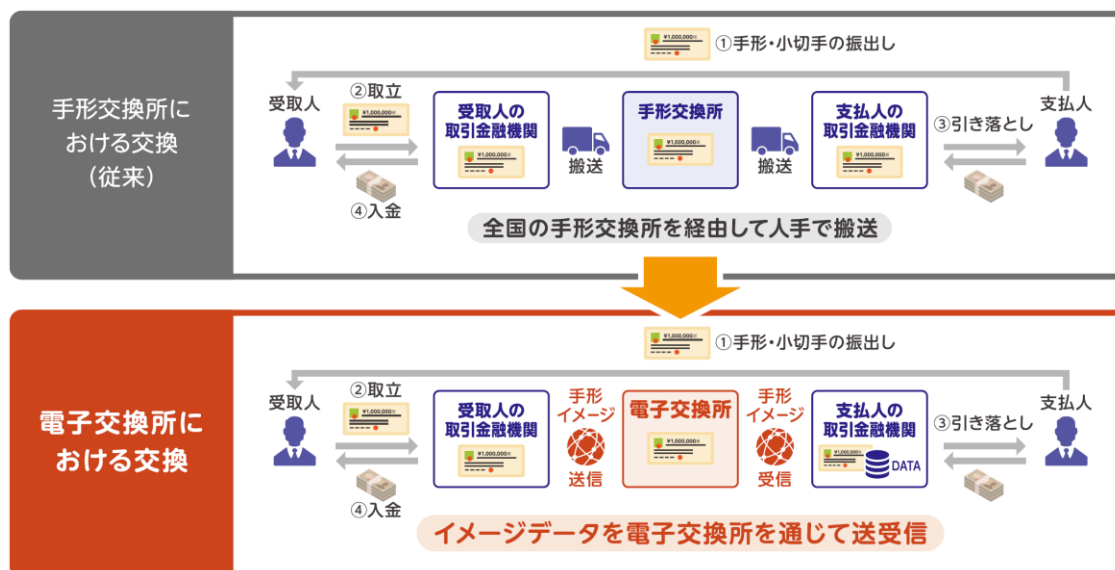
全国銀行協会では政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ、「2026年度末までに手形・小切手の交付枚数をゼロとする」を目標に掲げ、「手形・小切手機能の全面電子化」を進めておりますが、その過渡期対応として、2022年11月4日より電子交換所の運用が開始されます。電子交換所の運用開始にともない、全国の手形交換所が廃止され、電子交換所に統一されることから、手形・小切手の取立手数料を、地域別から全国一律の手数料体系に改定するとともに預金規定の改定を実施します。

当行では、今後もお客さまにご満足いただけるよう、商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 電子交換所の概要

今までは人手を介して搬送していた小切手・手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の小切手・手形の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



（一般社団法人全国銀行協会作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋）

2. 手形・小切手の取立手数料の見直し

電子交換所の設立に伴い、以下の通り変更します。なお、取立依頼の手続方法等に変更はございません。

区分		改定前（税込）	改定後（税込）
同一手形交換所内	当日、直接預金入金できる手形・小切手	無料	440 円（※1）
	代金取立手形 割引手形・担保手形	220 円	
	広域交換取立	440 円	
同一手形交換所地域外	当行本支店あての取立 （当行本支店間支払場所 の手形・小切手）	440 円	
	他行あての取立 （他行支払場所の手形・ 小切手）	660 円	
	他行あての個別取立（郵送分）	880 円	880 円（※2）

※1 支払場所となっている店舗で当日入金可能な場合、手数料はかかりません。

※2 通帳の取立等電子交換の対象外や電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など、直接郵送で対応が必要なものが対象となります。

3. 預金規定の改定

(1) 対象となる規定

・当座勘定規定 ・小切手用法 ・約束手形用法 ・為替手形用法

(2) 主な改定内容

●当座勘定規定の主な変更点

	項目	内容
①	手形、小切手の支払	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの
②	手形、小切手用紙	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定への追加
③	印鑑照合等	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
④	個人信用情報センターへの登録の削除	電子交換所へ全面移行され、全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱いが廃止されるため、個人信用情報センターへの登録規定を削除

●小切手用法・約束手形用法・為替手形用法の主な変更点

内容
チェックライターを使用し金額欄に印字する時の「,」の印字方法を追加
金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧を追加
手形・小切手の読取箇所（金額欄・銀行名等）の取扱いを追加

〈参考〉当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

下線部が改定箇所

新	旧
第3条（本人振込） ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳をしたうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 ② <u>当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤送信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</u>	第3条（本人振込） 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳をしたうえでなければ、支払資金としません。 ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
第7条（手形、小切手の支払い） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります</u> ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払い） ①（同左） （新設） ②（同左）

第 8 条（手形、小切手用紙） ①～③ （略） ④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u> ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> ⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>	第 8 条（手形、小切手用紙） ①～③ （略） （新設） ④（同左） （新設） （新設）
第 1 6 条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、請求者等が請求等の権限を有すると当行が過失なく判断して行つた取扱いは無効なものとし、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙	第 1 6 条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、請求者等が請求等の権限を有すると当行が過失なく判断して行つた取扱いは有効なものとし、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙

<u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。	を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
第27条（手形交換所規則による取扱い） ① この取引について、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。 ② <u>関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が取られている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u> ③ <u>前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>	第27条（手形交換所規則による取扱い） この取引について、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
2022年11月4日削除	第28条（個人情報情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間）登録し、加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

第28条（休眠預金等活用法による最終異動日等）	第29条（休眠預金等活用法による最終異動日等）
第29条（休眠預金等代替金に関する取扱い）	第30条（休眠預金等代替金に関する取扱い）
第30条（準拠法令、合意管轄）	第31条（準拠法令、合意管轄）
第31条（規定の変更）	第32条（規定の変更）

〈参考〉小切手用法 新旧対照表

新	旧
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u> 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u>	4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (新設) 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (新設)

算用数字	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100		1,000			10,000		
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

〈参考〉約束手形用法 新旧対照表

新	旧
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1,2,3、…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u> 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。	4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1,2,3、…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (新設) 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。</u>	
--	--

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

算用数字	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壺	弋	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

（その他） 金、円、圓（円の異体字）、億

●約束手形用紙

		約束手形 No.					
				殿			

〈参考〉為替手形用法 新旧対照表

新	旧
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u> 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u>	5. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1,2,3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (新設) 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (新設)

算用数字	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹 壺 弍 弍 貳 貳 参 参	四 泗 肆	五 伍	六 陸		

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七 漆 質	八 捌	九 玖	拾 什	百 陌 佰	千 仟 阡	万 萬

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

為替手形 No.			
		殿	

4. 改定日

2022年11月4日（金）

以 上

本件に関するお問い合わせ先

事務部 田代

TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-7040